

第1章 総 則

第1 目的

この基準は、消防法に規定する危険物に係る許認可事務において、申請等が許認可等の要件に適合しているか判断するための具体的な基準（審査基準）及び申請から処分までに要する標準的な期間（標準処理期間）等を定めることを目的とする。

なお、この基準には、本市が危険物施設の安全性向上のために相応の効果があるものとして付加した行政指導及び危険物の規制に関する規定の運用解釈に該当するものも含まれており、当該部分には、注意書（◆）を付している。

第2 用語等

1 本審査指針に用いる法令等の略称は、次のとおりとする。

- (1) 「法」とは、消防法（S23年法律第186号）をいう。
- (2) 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（S34年政令第306号）をいう。
- (3) 「危規則」とは、危険物の規制に関する規則（S34年総理府令第55号）をいう。
- (4) 「危告示」とは、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（S49年自治省告示第99号）をいう。
- (5) 「施行令」とは、消防法施行令（S36年政令第37号）をいう。
- (6) 「施行規則」とは、消防法施行規則（S36年自治省令第6号）をいう。
- (7) 「建基法」とは、建築基準法（S25年法律第201号）をいう。
- (8) 「建基令」とは、建築基準法施行令（S25年政令第338号）をいう。
- (9) 「石災法」とは、石油コンビナート等災害防止法（S50年法律第84号）をいう。
- (10) 「条例」とは、旭川市火災予防条例（S48年10月19日条例第41号）をいう。
- (11) 「市規則」とは、旭川市危険物の規制に関する規則（平成2年5月21日規則第25号）をいう。
- (12) 「JIS」とは、日本産業規格（産業標準化法（S24年法律第185号）第20条第1項）をいう。
- (13) 「製造所等」とは、法第10条第1項規定する製造所、貯蔵所又は取扱所をいう。
- (14) 「準不燃材料」とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- (15) 「難燃材料」とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- (16) 「架構」とは、工作物のうち建築物に準ずる形態を有するものをいう。◆
- (17) 「20号タンク」とは、危政令第9条第1項第20号に規定する危険物を取り扱うタンクをいう。
- (18) 「KHK」とは、法第11条の3に規定する危険物保安技術協会をいう。

2 参考とした運用通知の凡例

(例) 【S34.10.10 国消甲予発17】

元号を以下のとおりイニシャル表記

S	S
H	平成
R	令和

元号に続く数字は通知文の発出年月日

3 SI単位について (H11.9.24 消防危第86号通知)

SI単位については、計量法（平成4年法律第51号）の改正により、1999年（平成11年）10月1日から施行されたところであるが、施行日前の既発の通知については、下記の表に従い、SI単位に読み替えるものとする。

この場合において、換算は下記の表の「換算」欄に示すとおりに行うものとし、換算後の数値は四捨五入を行うことにより、換算前の数値の有効数字の桁数とする。その他、JISに規定する材質等の読み替え等については、H11.9.24消防危第86号による。

《 S I 単位換算表 》

	従来単位	S I 単位	換算
力	kgf	N	1kgf=10N
モーメント	kgf/m	N・m	1kgf/m=10N・m
圧力	mmAq	Pa	1mmAq=0.01kPa
	kgf/cm ²		1kgf/cm ² =0.1MPa
応力	kgf/cm ²	N/mm ²	1kgf/cm ² =0.1N/mm ²
熱量	cal	J	1cal=4.2J
時間	sec	s	読み替えのみ

第3 標準事務処理期間

申請に係る事務処理期間は、危険物施設の規模、内容、変更の範囲等により、必ずしも一定ではないが、標準的な事務処理期間としては、概ね次の期間とする。

ただし、危険物保安技術協会に審査又は検査を委託する場合は、この限りではない。

項目	標準処理期間
仮貯蔵・仮取扱の承認申請	5日
製造所等の設置許可申請	21日
製造所等の変更許可申請	14日
完成検査申請	5日
仮使用の承認申請	14日
完成検査前検査申請	5日
予防規程認可申請	15日
許可書、完成検査済証等再交付申請	3日
休止中地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長	5日

注意1 休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。

注意2 各種検査申請においては、申請日から検査日の前日までの期間は算入しない。

第4 改正経過及び適用

1 改正経過

令和8年6月15日 全部改正

2 審査指針の適用

施行日以前の運用取扱いによって規制している製造所等については、本指針にかかわらず、なお従前の取扱いによることができるものであるが、規制内容の変化が緩和である場合は、本審査指針を適用することを妨げるものではない。